資料編

資料1　環境指標

指　標		基準値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
1　ＧＸとくしま					
1-1	温室効果ガス排出削減量削減率2013年度比	2020	-28.7%	2028	-46.0%
1-2	クリーンエネルギーによる電力自給率	2022	49.4%	2030	70%
1-3	新築住宅に占めるZEHの割合	2021	29.4%	2030	60%
1-4	ZEV普及台数	2022	3,068台	2030	10,000台
1-5	EV用充電設備設置口数	2023	207口	2030	2,000口
1-6	県有施設への太陽光発電設備設置率	2021	42%	2030	80%
1-7	県公用車の新規・更新における電動車割合１００％（うちＥＶ１０％） ※ただし、代替可能な車両がない場合を除く。	2023	100% （うちEV4.8%）	2030	100% （うちEV10%）
1-8	J-クレジットの販売量	2022	253t	2028	2,000t
1-9	エシカル農産物の生産面積	2022	1,953ha	2028	2,450ha
1-10	県産材の生産量	2022	41.8万㎥	2028	60万㎥
1-11	エリートツリーの植栽割合	2022	11.5%	2028	65%
1-12	SDGs森づくり宣言企業・団体数（累計）	2022	52団体	2028	105団体
2　好循環とくしま					
2-1	汚水処理人口普及率	2022	67%	2028	76%
2-2	里海創生リーダー認定数（累計）	2022	173人	2028	300人
2-3	工場・事業場等の水銀排出規制の適合状況	2022	100%	2028	100%
2-4	ダイオキシン類の環境基準の達成状況	2022	100%	2028	100%
2-5	資源好循環に向けた都市鉱山回収量 （県民一人あたりの小型家電回収量）	2020	1.08kg/人	2028	2.2kg/人
2-6	不法投棄通報協定を締結している民間企業等	2022	36団体	2028	46団体
2-7	産業廃棄物適正処理講習会受講者数	2022	2,085人	2028	2,700人
2-8	エシカル農産物の生産面積	2022	1,953ha	2028	2,450ha
2-9	「とくしま食べきるんじょ協力店」登録店舗数（累計）	2022	91店舗	2028	190店舗
2-10	プラスチックごみ削減協力事業者数（累計）	2022	61事業者	2028	140事業者
2-11	海岸漂着物対策活動推進員による活動回数（累計）	－	－	2028	100回
3　癒しの郷とくしま					
3-1	里海創生リーダー認定数（累計）	2022	173人	2028	300人
3-2	生物多様性リーダー数（累計）	2022	124人	2028	200人
3-3	生物多様性を保全するための情報交換会（累計）	2022	4回	2028	10回
3-4	藻場造成箇所数（累計）	2022	29箇所	2028	39箇所
3-5	ジビエ加工施設での処理頭数	2022	1,855頭	2028	2,200頭
4　県民主役とくしま					
4-1	「とくしまＧＸスクール」認定校割合	2022	30.7%	2026	100%
4-2	企業・団体との環境課題に係る協定締結件数(累計)	2022	27件	2028	45件
4-3	「とくしま環境学講座」及び 「親子環境学習教室」受講者数（累計）	2022	13,776人	2028	27,100人
4-4	環境アドバイザー派遣件数（累計）	2022	1,120件	2028	1,520件

資料２　用語解説

あ

愛鳥週間

５月１０日から１６日の１週間。この期間がちょうど野鳥の繁殖期間にあたるため、この週間行事を通じて、野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするもの。

アイドリング

自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、窒素酸化物等を含むガスが排出されるため、大気汚染の原因となっている。

アスベスト

石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニング等に使われてきたが、発がん性があることから、その製造・使用等は全面的に禁止されている。しかし、古い建築物の解体等工事に伴う飛散が問題になっている。

う

ウォームシェア

家庭や地域などで、一人ひとりが暖房を使うのではなく、同じ部屋や場所に集まることで、暖房による消費電力を節約すること。

雨水浸透ます、（雨水）浸透トレンチ

住宅地などに降った雨水を一時的に貯め、ますや管に開いた穴から少しずつ地面に浸透させていく設備。地面に浸透させる量を増やすことで、川や下水道に流れ込む雨水の量を抑えることができ、同時に地下水のかん養や湧き水の復元にも効果がある。

うちエコ診断

省CO_2・省エネに関する知識や省エネ家電、地球温暖化に関する幅広い知識を持った「うちエコ診断員」が専用のツールを用いて、各家庭に対してCO_2排出削減のコンサルティングを行うもので、各家庭の“どこから”“どれだけ”CO_2が排出されているのかを見える化し、それぞれの家庭のライフスタイルに合わせた省CO_2・省エネ対策を提案する。

え

栄養塩類管理制度

関係府県知事が水質の目標値や栄養塩類供給の実施方法等を定めた栄養塩類管理計画を策定することにより、周辺環境の保全に留意しつつ特定の海域への栄養塩類の供給を可能にする制度。

エコアクション２１

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。あらゆる事業者が環境への取組を効果的かつ効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法。

エコオフィスとくしま・県率先行動計画

地球温暖化対策推進法第２１条第１項の規定により定める法定計画であり、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境負荷の低減に向けた取組を推進する計画。

エコショップ制度

資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など、環境にやさしい様々な活動を行っている県内の小売店・事業所・団体等を、知事が認定する制度。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

エコファーマー

たい肥等による土作りと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式の導入を行うことを知事が認定した農業者の愛称。

エシカル消費

地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した思いやりのある消費行動をいう。

エリートツリー

各地の山で選抜された形・質が優秀な木の中でも、特に優れたものを交配した苗木の中から選ばれた、第２世代以降の優秀な木のこと。主に成長性が改良されており、特に初期成長の早さが特徴。通常の１．５倍以上の速さで成長し、花粉量が半分以下という特長を持つスギなどがある。

お

オーバーユース

自然環境分野で用いる際には、国立公園等の自然地域への過剰利用として用いられる。利用者が集中することにより、踏みつけによる高山植物への影響や土壌浸食、し尿処理やゴミ投棄などの問題がある。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、フロン、メタンなどがある。

か

カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収量で埋め合わせること。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること。

カスケード利用

木材を素材やエネルギーとして用途を変えながら多段階的に利用すること。

下層植生

森林において、上層木（高木）に対する下層木（低木）及び草本類からなる植物集団のまとまり。

合併処理浄化槽

下水道等が使用できない地域において、各家庭等の敷地内に設けられているし尿及び生活雑排水（台所排水、洗濯排水等）の汚れを微生物の作用により分解し、浄化して放流する施設。

環境アドバイザー

環境に関する講演会、研修会、学習会等の講師・指導者として、徳島県が依頼した環境分野の専門家。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業が、大気・水・土・動植物等の環境に及ぼす影響を、事業者自らが、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成すること。

環境首都とくしま・県マネジメントシステム

事業者が、事業活動や製品・サービスが与える環境への負荷を削減するため、自主的に計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、点検（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）を繰り返し、継続的改善を図る体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」と言い、本県では、ＩＳＯ１４００１の手法を活かしつつ、より効果的かつ効率的な本県独自のシステムを平成２１年１１月に構築し運用している。

関西エコオフィス宣言事業所

関西広域連合が地球温暖化防止活動の裾野を広げるため、身近なところからの省エネルギーや地球温暖化防止対策に寄与するＣＳＲ活動等の環境に配慮した活動に取り組むオフィス（小売店、ホテル、博物館、駅等の集客施設も含む）を登録している。

かん養

樹木及び地表植生などにより、降雨の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の利水機能。渇水の緩和や洪水の防止のはたらきがある。

き

気候変動

気温（大気・地表）と海水温の温度上昇、降水量の多寡、海洋の酸性化、海面上昇など、気候システム（大気・陸面・海洋などの相互作用）により発生する現象。

気候変動イニシアティブ（ＪＣＩ）

脱炭素社会の実現を目指す企業，自治体，NGOなど国家政府以外の多様な主体による緩やかなネットワーク。気候変動対策に積極的に取り組む企業，自治体などが参加。徳島県は設立当初から参加している。

汽水域

河口など、海水と淡水が混じり合っている水域。

く

クールシェア

オフィスや家庭での冷房時に室温２８℃でも快適に過ごすことができる工夫のクールビズから、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、１部屋に集まり複数のエアコン使用をやめたり、公共施設などを利用するなど、涼を分かち合うこと。

グリーンイノベーション

環境・エネルギー技術の研究開発・新技術の創出を行い、その成果の利用・普及を推進することにより、産業・社会活動の効率化、新産業の創出や経済の活性化を図ること。

クリーンエネルギー

二酸化炭素（CO_2）や、硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）など、大気汚染や地球温暖化の原因となる物質を排出しない、または排出量が非常に少ないエネルギーのこと。
本計画においては「再生可能エネルギー」に「水素エネルギー」を加え「クリーンエネルギー」とする。

け

景観行政団体

景観法に基づき、良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体のこと

系統容量

系統とは「送電網・配電網」のことで、電気を各地へ送るためのシステム全体のことを指し、系統に流すことができる電気の容量のことを指す。

こ

公共浄化槽

市町村が浄化槽による汚水の適正処理を特に推進する必要がある区域（浄化槽処理促進区域）を指定した上で、自ら設置・管理を行う浄化槽。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

耕種農家

田や畑を耕して、米や野菜などの生産を行っている農家。

コウノトリ足環装着プロジェクト

コウノトリの足環装着に係る関係機関が密接に連携し、徳島県における野外繁殖個体への足環装着を実施しているプロジェクト。

国立公園、国定公園及び県立自然公園制度

すぐれた自然の風景を保護し、国民の保健休養教化に資するために法律（自然公園法）又は都道府県条例（本県の場合：徳島県立自然公園条例）により設定されている。

固定価格買取制度（ＦＩＴ）

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、事業用太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーにより発電した電気を国が定めた価格・期間で電気事業者（送配電事業者）が買取ることを義務付ける制度。通称：FIT制度と呼ばれる。

ごみゼロの日キャンペーン

毎年５月３０日。とくしま環境県民会議が、４～７月の期間に、地域や職場周辺などの身近な場所での美化活動（ごみ拾い）を呼びかけている。

さ

再エネ促進区域

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が設定する再生可能エネルギーの導入を促進する区域。

災害廃棄物

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスなど自然由来の再生利用可能なエネルギーのこと。

サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのこと。

里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のこと。里海の保全・創出には、陸域から沿岸海域に至る一体的な環境保全が必要である。

里海創生リーダー

水環境や里海に関する知識を持ち、県内地域での里海づくりの啓発、活動を主体的に行うことができる人材。

サプライチェーン

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れを指す言葉。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常pHが5.6以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

し

四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議

四国地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地域における地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進することを目的に設置された会議。国の地方支分局、エネルギー関係者、経済団体、消費者などで構成されている。

四国地球温暖化対策推進連絡協議会

四国４県の各県で実施する地球温暖化対策を、各県の連携と協調により効果的に実施するための手法検討及び情報交換等を行うための協議会。

四国のみち

四国自然歩道のことで全長１，５４５．６kmの四国を一周する長距離自然歩道。起点は鳴門市、終点は板野町にあり、四国霊場や各地の身近な自然や歴史に親しむことができる。

四国パートナーシップオフィス(四国ＥＰＯ)

環境省をはじめとする国の行政機関と、地域の市民、NPO、企業、地方公共団体などとの協働により、情報の共有・交流、パートナーシップでの取組を推進・支援する役割等を担う四国におけるパートナーシップづくりの拠点。

次世代ＬＥＤバレイ構想

世界有数のLEDメーカーが立地するという本県の優位性を活かし、次世代LED（深紫外光、赤外光コム、テラヘルツ光等）を活用した新たな光関連産業の創出と集積により、地域経済の活性化を図る構想。

自然再生推進法

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、平成１５年１月１日に施行された法律。この法律は、地域の多様な主体の参加により、湿地、里地里山、森林、サンゴ礁等の自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理することを求めている。

充電インフラ

EVやPHEV（プラグインハイブリッド車）用の充電設備を指す。充電設備には、普通充電器 と 急速充電器 の２種類が存在し、その違いは充電出力（kW）の大きさにあり、充電出力が１０ｋW未満のものを普通充電器、１０ｋW以上のものを急速充電器という。

循環型社会形成推進関連法

循環型社会を構築するための「循環型社会形成推進基本法」を柱とした「資源有効利用促進法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他各種リサイクル法の法体系のこと。

小水力発電

一般的に、出力１，０００ｋW以下の水力発電とされている。この規模の水力発電設備は、河川の水を貯めることなくそのまま利用する方式が採用されることが多い。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

自立・分散型エネルギー社会

主として、地域に存在する資源で生み出したエネルギーを当該地域に自立的に供給（エネルギーの地産地消）することにより、平時の効率的で脱炭素なエネルギーの確保や災害時には各地の災害対策本部や避難所等の拠点施設にエネルギーを供給することができるなど、災害時対応力（レジリエンス）を高める分散型のエネルギーシステムを備えた社会のこと。

親水性護岸

水に親しみやすくすることを「親水性」といい、河川堤防の洗掘や決壊を防ぐための護岸としての機能を持ちつつ、勾配を緩くして階段を設置するなど、親水性に配慮された護岸のこと。

せ

生物多様性

地球上の生物が、約４０億年におよぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命系を形づくっている多様な生物の世界。また、地球上に存在するすべての生物の間に違いがあること（変異性）を意味し、遺伝子、種及び生態系の３つの観点から捉えられる。

生物多様性とくしま戦略

生物多様性基本法第１３条に基づく、本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画等を定めた「生物多様性地域戦略」として、平成２５年１０月に策定。
戦略の目指すべき将来像（長期目標）として「生物多様性という地域資源を活かした、持続可能な循環型社会の実現」を掲げている。

生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンストリーダー

生物多様性の啓発やその保全活動の支援、保全活動に係る協働のコーディネート等を行うことができる人材として徳島県が認定する者を「生物多様性リーダー」という。また、生物多様性リーダーのうち、生物多様性に関する高度な知識やコミュニケーション能力を持ち、生物多様性リーダーの養成など、指導者としての活動ができる人材を「生物多様性アドバンストリーダー」として認定している。

生命線道路

中山間地域における、ネットワークが形成されていない行き止まりの県道のこと。
道路災害時に交通が途絶され、集落が孤立する恐れがあるため、交通途絶が起きないよう、災害の発生が予見される危険箇所の整備を行う必要がある。

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画

瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策についてとりまとめた計画。山、川、里、海の水循環・物質循環を一体的に捉え、県民総ぐるみによる、水質が良好で多様な生物が生息できる里海の実現を目指している。

瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク

瀬戸内海地域全体で、効果的・効率的に海洋プラスチックごみ対策に取り組むため、環境省と関係自治体14府県で構成されたネットワーク。令和５年１０月発足。

ゼロ・エミッション

廃棄物の再利用などを通して、廃棄物を限りなくゼロにしようとする取組。

そ

総量削減計画

人口・産業の集中等により、生活排水や工場排水が大量に流入する閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）の水質改善を図るため、関係府県が総合的・計画的な水質保全対策について定めた計画。

た

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称である。農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには209種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8－TCDDの毒性に換算し、毒性等量（TEQ）として表示される。

脱炭素社会

化石燃料の消費等に伴い発生する温室効果ガスの排出を可能な限り削減し、その排出量と自然界の温室効果ガスの吸収量との均衡を図ることにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるとともに、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会をいう。

単独処理浄化槽

微生物の作用により分解し、汚れを浄化して放流する浄化槽のうち、し尿のみを処理するもの。なお、平成12年の建築基準法改正により、新たな設置は認められていない。

ち

地域間連系線

地域間連系線とは、異なる供給区域（エリア）の系統設備を相互に接続する送電線のこと。これにより供給区域（エリア）を越えた電力融通が可能となる。

地域脱炭素

地域資源を最大限活用したクリーンエネルギーの導入等により、地域の魅力や質を向上させ、雇用創出や人口減少などの地域課題の解決に繋げ、地方創生を実現する取組のこと。

畜産バイオマス資源

米や野菜などの肥料として再利用可能な、たい肥化された牛、豚、鶏などの家畜排せつ物。

蓄電池

充電によって繰り返し使用できる電池。二次電池、バッテリーとも言う。発電や買電した電気を蓄え、必要なときに必要な分だけ使うことができる。

治山施設

森林の維持・造成を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守るとともに、水源のかん養や生活環境の保全・形成を図る重要な国土保全施設。

中水利用設備

排水を処理して雑用水に利用する設備。なお、中水の用途としては、飲用以外の目的で、散水用水、冷却塔補給水、消火用水、洗車用水などがある。

て

適応策

気候変動の影響への防止・軽減のための備え及び新しい気候条件利用を行うこと。

と

とくしまエコパートナー

気候変動対策の推進に意欲を有し、県と共同して事業を企画立案し、実施する事業者又は民間団体。

とくしま環境県民会議

「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が連携・協力して調査研究や普及啓発等に取り組むとともに、それぞれの役割に応じて、環境負荷の低減に向けた行動を実践する県内最大の環境団体。

とくしま協働の森づくり事業

企業や家庭等から排出するCO_2のうち、自身で削減できない部分を、寄付金による間伐や植林などの森林整備を実施することで、CO_2の吸収を埋め合わせる「カーボン・オフセット」の取組。寄附を頂く「企業等」と、寄付金を受入れ森林整備を実施する「公益財団法人徳島森林づくり推進機構」、整備された森林のCO_2吸収量を認証する「徳島県」の３者で行う森づくり活動。

とくしま経済飛躍ファンド

徳島県の産業振興、地域経済の活性化を図るため、官民協力により創設した基金。国債などで運用し、その運用益を有効に活用し、県内中小企業者等が行うＬＥＤ、地域資源、農工商連携関連分野における事業展開を支援。

徳島県海岸漂着物対策推進地域計画

徳島県の海岸漂着物対策を重点的に推進する区域、関係者の相互協力及び役割分担に関する事項等を定めた計画。

徳島県グリーン調達等推進方針

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）第10条第1項の規定に基づき、環境負荷の低減に資する物品や役務（環境物品等）の調達の推進を目的とする方針。

徳島県公共事業環境配慮指針

地域の環境と調和を図り、環境への負荷の少ない公共事業を進めるため、事業構想・計画段階から設計・施工に至るまでの踏まえるべき視点、配慮することが望ましい具体的な目標と方法、関連する環境技術や情報などを収集した技術的な手引き書。平成16年9月に策定。

徳島県消費者大学校及び大学院

消費者自身の問題対処能力向上と地域での消費者活動の推進リーダーを養成するため、消費者問題等をテーマに大学校は８週（８回）、大学院は５週（５回）の講座を「徳島県消費者大学校」「大学院」と題し開講している。

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、将来の県民に良好な環境を継承するため、平成28年10月に制定した条例（平成29年1月1日施行）。「脱炭素社会」を掲げる全国初の条例であり、「緩和策」と「適応策」を両輪とした気候変動対策を展開している。

徳島県地球環境を守る日

４月２２日。県民一人ひとりが気候変動対策の重要性に関する理解を深め、積極的に地球環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため設けられた。

徳島県田園環境配慮マニュアル

農業農村整備事業において、環境に配慮した事業を進めるにあたり、基本的な考え方や手法等をまとめたもの。

徳島県廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の５の規定により定める法定計画であり、環境大臣が定めた「基本方針」に基づき、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物の減量化を図るための具体的な計画である。計画は５年ごとに見直しを行っており、現在の第五期計画は、２０２１（令和３）年度から２０２５（令和７）年度までを対象期間としており、２０２５年度を目標年度としている。

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度

産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成２１年４月から、排出事業者が、自らの判断で優良な処理業者を選択できるよう、徳島県独自の「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を創設している。

とくしまＧＸスクール

脱炭素社会実現に向け、持続可能な社会の創り手を育成するため、環境負荷の低減や自然との共生等、従来の「新　学校版環境ＩＳＯ」の取組に加え、環境とＳＤＧsの関わりを意識した取組を実践する学校を本県独自に「とくしまＧＸスクール」として認定している。令和４年度より、「新　学校版環境IS0」から「とくしまＧＸスクール」への移行を開始した。

徳島夏・冬のエコスタイル

徳島県、とくしま環境県民会議などが主体となり、節電・省エネの取組を、「省エネ社会の実現」に向けたライフスタイルの転換に繋げていくため、電力需要が高まる夏・冬の期間を中心に、県民や事業者に「冷暖房時の適切な室温設定（クールビズ・ウォームビズ」）、「不要な照明や電化製品などのこまめな電源オフ」、「エコドライブの徹底」などを呼びかけ、また、関係機関と連携して意識啓発のための取組を積極的に展開するもの。

特定外来生物

生態系や農林水産業に被害を及ぼす恐れがある国外由来の種。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定している。

都市公園

都市公園法に定められた公園または公園緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。都市公園には、身近な街区公園をはじめ、新町川公園などの地区公園、文化の森総合公園、南部健康運動公園など様々な公園があり、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域作りに資する交流空間など多様な機能を提供している。

都市鉱山

使用済みの家電、携帯電話、パソコン等からレアメタルなどの有用な資源を回収し、再利用することを鉱山での採掘に例えた呼称のこと。

ね

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。

の

農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。農業用用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。

は

パーク・アンド・ライド

交通渋滞を緩和するために、自動車を都市の郊外の駐車場に停めて、鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて都市の中心に入る手法。

バイオマス

自然エネルギーの一つで、動植物由来の再利用可能な有機性の資源（化石燃料を除く）。木くず、家畜の糞尿、食品廃棄物などがある。

パリ協定

２０２０年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みを定めた協定。２０１５年１２月にフランス・パリで開催されたＣＯＰ２１（国連気候変動枠組条約第２１回締約国会議）において採択された。「世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて２℃より十分低く保ち、１．５℃に抑える努力をすること」を世界共通の長期目標とした。

ひ

ピークカット

最も電気を使う時間帯の電気使用量を削減すること。電力会社は過去１年間で最も使用電力が多かった時間帯の電気使用量に基づいて基本料金を決めるため、使用電力の最大値を下げると、その月の電気料金に加え基本料金を下げることが可能。

ビオトープ（生物の生息空間）

さまざまな生物（生物群集）の生息・生育空間。生育のために最低限の面積を持ち、周辺空間から明確に区分できるようなまとまりを持った空間。

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

大気中に漂う粒径１０μｍ（１μｍ＝0.001㎜）以下の粒子を浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）と定義して環境基準を定めて対策を進めてきているが、そのなかで粒径２．５μｍ以下の小さなものを微小粒子状物質と呼んでいる。平成２１年９月には環境基準が設定されてている。

ふ

フードバンク

品質には問題はないが、包装の破損や過剰在庫などの理由で通常の販売が困難な食品・食材を企業などから引き取り、福祉施設等に無償で提供する活動。

複層林

林冠構造が複数層の樹林。

浮体式洋上風力発電

国土が狭く、広い海域を保有している日本においては、洋上風力発電が有望な再生可能エネルギー電源の一つと考えられており、海底に杭などの基礎構造物を設置してその上に風車を乗せる「着床式洋上風力発電」だけでなく、浮体の上に風車を乗せて発電する「浮体式洋上風力発電」は、水深が深い場合に適しているとされている。

プラスチック資源循環促進法

法律の趣旨は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組の促進。正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。

フロン

炭素と水素のほか、フッ素、塩素、臭素等のハロゲンと呼ばれる物質を多く含む、人工的に作られた化合物。主にＣＦＣ（クロロフルオロカーボン）、ＨＣＦＣ（ハイドロクロロフルオロカーボン）、ＨＦＣ（ハイドロフルオロカーボン）の３種類に分類される。冷蔵庫やエアコンなどの冷媒、精密部品の洗浄剤などに広く使われてきたが、オゾン層の破壊、地球温暖化への影響が明らかにされ、現在は、モントリオール議定書をはじめとする様々な国際協定や法律により、製造及び使用について大幅な制限がかけられている。

へ

ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造の材料を用いた太陽電池。軽量、柔軟といった特徴を有することから、これまで設置が困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、日本が世界シェアの30％を占めるなど、強靭なエネルギー供給構造の実現にもつながる実用化が可能な次世代技術とされている。

ほ

ボトルtoボトル

使用済みペットボトルを原料として、元と同品質のペットボトルに繰り返しリサイクルすること。品質を保ちながら半永久的に資源循環が可能であるため、新たな化石由来原料の使用量の減少や、廃棄物処理の削減による二酸化炭素排出抑制に寄与する。

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）

人工的に作られた、主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、発がん性や催奇形性など、ダイオキシン類と類似した毒性があることが明らかとなり、現在は、製造・輸入とも禁止されている。

ま

マニフェスト制度

産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として、排出事業者がその処理を委託する場合に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載したしたマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、産業廃棄物とともに流通させることにより、適切に処理が行われたことを確認するための制度。

み

未利用エネルギー

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪溶熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。

も

モーダルミックス

鉄道や路線バス、コミュニティバスなどの各交通機関がそれぞれの特性を生かして連携し、利便性や効率性の高い「交通ネットワーク」を構築すること。

モニタリング

状態を把握するため 日常的・継続的に観測や測定を行うこと。

藻場

沿岸域に形成された海草・海藻の群落。多くの水生生物の生活を支え、産卵や成育の場を提供しているほか、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど海水の浄化に大きな役割を果たしている。

ゆ

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合にはひとの健康を損なう恐れのある物質であり大気汚染の原因となるもの。現在２４７物質がリスト化されている。

有害物質使用特定事業場

水質汚濁防止法の届出対象となるカドミウム、鉛、ベンゼンなどの有害物質を製造、使用、処理する施設を有する事業場。

有機農産物

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式を用いて生産された農産物。

優先取組物質

有害大気汚染物質のうち、有害性や健康リスクが高いと考えられるもの。現在２２物質がリスト化されている。

よ

容器包装廃棄物

商品を入れたり包んだりしている容器や包装が、中身を出したり使用したりして不要となったもの。ガラスびん、PETボトル、 紙製容器包装、プラスチック製容器包装などが該当。

ら

ライフサイクル

商品が市場に投入されてから姿を消すまでの流れを表すもの。

り

リスクコミュニケーション

県民、民間団体、事業者、行政などが、環境リスクに関する情報を共有するとともに、相互理解と信頼関係を築き、環境リスクの効果的な低減を図ること。

流域治水

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策のこと。集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」をハード・ソフト一体で多層的に進めるもの。

れ

レッドリスト

絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）が作成しており、国内では環境省のほか、地方公共団体やＮＧＯなどが作成している。

わ

ワンヘルス

人の健康を守るためには、動物の健康に加え、環境の健全性も守ることが重要という考え方。

アルファベット

ＦＣＶ（Fuel Cell Vehicle：燃料電池自動車）

燃料電池で水素と酸素を化学反応させ、発生した電気でモーターを回して走る自動車及びバス。

ＧＡＰ（Good Agriculture Practice：農業生産工程管理）

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

ＧＸ（Green Transformation：グリーントランスフォーメーション）

温室効果ガスを発生させる化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

ＩＳＯ１４００１

企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際的な標準規格

Ｊ－クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO_2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO_2等の吸収量を売買可能な「クレジット」として国が認証する制度。

ＭａａＳ（Mobility as a Service）

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。２０１０年の愛知目標で概念化され、２０１８年のＣＯＰ１４で定義付けされた。「３０by３０目標」の達成には、保護地域に加えてＯＥＣＭもカウントされる。

ＰＰＡ（Power Purchase Agreement：電力販売契約）

ＰＰＡ事業者が、電力需要家(企業、公共施設、住宅等）の屋根や駐車場等に、原則、無償で発電設備の設置と保守を行い、電力需要家はPPA事業者に電気使用料を支払う仕組みのこと。

ＰＲＴＲ制度(Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出・移動量届出制度)

有害性が疑われるような化学物質が、どこからどのくらい環境中へ排出されているか、廃棄物として移動しているか確認し、集計、公表する仕組みのこと。

ＳＤＧｓ森づくり宣言

２０３０年のＳＤＧs達成へ向け、企業・団体等が森林整備等の実施を宣言すること。

ＺＥＨ、ＺＥＢ

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）の略称。住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、再生可能ネルギー等を導入することにより、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる住宅（ハウス）及びビルのこと。

ＺＥＶ（Zero Emission Vehicle）

走行時（※）に排出ガスを出さないＥＶ（電気自動車）、ＦＣＶ（燃料電池自動車）及びＰＨＶ（プラグイン・ハイブリッド自動車）を指す。（※ＰＨＶはＥＶモード走行時）

数字

３Ｒ（スリーアール）

廃棄物等の発生抑制（Ｒｅｄｕｃｅ）、再使用（Ｒｅｕｓｅ）、再生利用（Ｒｅｃｙｃｌｅ）の３つの取り組みを指し、それぞれの頭文字を取ったもの。

３Ｒモデル事業所

３Ｒに積極的に取り組む事業所を認定する「徳島県リサイクル認定制度」により、認定を受けた事業所。

30by30

２０３０年までに地球の陸・海それぞれの３０％の面積を保護地域とＯＥＣＭにより保全しようとする目標。

資料３　第４次徳島県環境基本計画検討経過等

(1) 審議経過

開催日時	会議等の名称	主な審議事項等
令和５年８月２５日	諮問の実施	徳島県環境基本計画の改定について（諮問）
令和５年９月１３日	環境審議会総会 （令和5年度第1回）	環境基本計画の改定について
令和５年９月１３日	環境政策部会・気候変動部会 （令和5年度第1回）	環境基本計画の改定について ＧＸ推進計画（仮称）について
令和５年１１月２１日	環境政策部会 （令和5年度第2回）	第４次徳島県環境基本計画(素案)について
令和５年１２月２５日 ～ 令和６年１月１５日	パブリックコメント	第４次徳島県環境基本計画(素案)について
令和６年２月１５日	環境政策部会 （令和５年度第３回）	第４次徳島県環境基本計画（案）について
令和６年３月１４日	答申の実施	徳島県環境基本計画について（答申）
令和６年３月１５日	計画の決定	計画の決定

(2) パブリックコメントによる意見聴取

１　**実施期間**　　令和５年１２月２５日(月)～令和６年１月１５日(月)まで

２　**提出意見**　　１５名　２９件

３　**計画への反映状況**

・２件の御意見を計画に反映

・残りの御意見については、今後当計画を運用する際の参考とさせていただく。

資料４　徳島県環境審議会委員

（令和６年３月１日現在）（50音順，敬称略）

氏名	職名	環境政策部会委員	備考
青葉　暢子	鳴門教育大学大学院教授	○	
天田　香	徳島県素材生産流通協同組合担当リーダー		
石田　啓祐	徳島大学名誉教授		
井原　まどか	徳島市環境部環境保全課主査	○	
岩下　佳代	一般社団法人徳島県薬剤師会常務理事		
榎本　久美	徳島市論田小学校校長	○	
奥嶋　政嗣	徳島大学大学院教授	○	
尾﨑　澄子	ＪＡ徳島女性組織協議会会長		
尾田　幸運	公募委員	○	
鎌田　磨人	徳島大学大学院教授		
河野　仁	一般社団法人徳島新聞社総務局次長	○	
岸　史郎	一般社団法人徳島県産業資源循環協会会長		
岸本　裕治	公益社団法人徳島県獣医師会理事	○	
喜多　三佳	四国大学教授	○	
工内　麻緒	公募委員	○	
齋藤　恵	一般社団法人徳島県医師会常任理事		
佐藤　智恵美	徳島大学大学院助教		
佐藤　征弥	徳島大学准教授		
谷口　美徳	一般社団法人徳島県建設業協会常任理事		
田渕　桂子	元公益社団法人日本建築士会連合会女性委員	○	
田村　和之	鳴門教育大学大学院准教授	○	
津川　なち子	特定非営利活動法人とくしま環境カウンセラー協議会理事	○	副会長
土井　誠	徳島県漁協青壮年部連合会所属　長原漁協青壮年部部長		
東條　秀徳	日本野鳥の会徳島県支部研究部部長		
長尾　文明	徳島大学顧問	○	
中野　晋	徳島大学環境防災研究センター特命教授	○	副会長
西森　ひとみ	農業（桃農家、六次産業）		
西山　賢一	徳島大学大学院准教授		
西山　成実	日亜化学工業株式会社総合部門環境安全本部環境安全部長	○	
橋本　千榮子	徳島県消費者団体連絡会会長	○	
橋本　延子	女性林業研究グループ「那賀川こまち」会長		
林　紀子	徳島商工会議所女性会委員長		
板東　美千代	特定非営利活動法人新町川を守る会副理事長		
藤田　晶子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副会長	○	
古本　奈奈代	徳島文理大学教授	○	
寶木　由起美	美波町住民生活課長	○	
北條　昌秀	徳島大学大学院教授	○	
本仲　純子	元徳島大学大学院教授	●	会長
山中　亮一	徳島大学環境防災研究センター准教授		
若木　昭	一般社団法人徳島県猟友会副会長		
４０人		２１人	

●部会長

資料５　徳島県環境基本条例

○徳島県環境基本条例

平成十一年三月二十五日
徳島県条例第十一号

目次

前文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
　第一節　施策の策定等に係る指針（第九条）
　第二節　環境基本計画（第十条）
　第三節　環境の保全及び創造のための施策等（第十一条―第二十六条）
　第四節　地球環境の保全及び国際協力（第二十七条・第二十八条）
　第五節　推進体制等の整備等（第二十九条―第三十一条）
附則

私たちは、鳴門海峡から太平洋までの海岸線、剣山及び吉野川をはじめとする豊かな自然の下に、特色ある文化、伝統及び産業をはぐくんできた。

徳島県では、これまで、産業活動に伴う大気の汚染及び水質の汚濁、乱開発による自然破壊等の環境問題について、各種の環境の保全のための対策が進められてきている。

しかしながら、近年の大量生産、大量消費及び大量廃棄を基調とする社会経済活動は、私たちの生活に利便性及び物質的な豊かさをもたらす一方で、廃棄物の量の増大等の都市型及び生活型の環境問題の進行並びに多種多様な化学物質による環境問題の発生をもたらし、さらには、地球全体の温暖化等の地球規模の環境問題を引き起こし、人類の存続の基盤である地球の環境までが損なわれるおそれを生じさせている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に継承する責務を有している。

このため、清浄な水及び大気、良好な自然環境、潤いと安らぎのある環境等が維持され、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が着実に行われている活力ある社会を構築し、人と自然とが共生する住みやすい徳島を実現することに向け、私たちすべてが、共通の認識の下に、相互に協力しながら、事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に取り組むとともに、このような取組を通じて地球環境の保全に貢献する必要がある。

ここに、私たちは、健全で恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造するとともに、将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章　総則

(目的)

第一条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

二　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨の発生、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

三　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条　環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民がこの恵沢を享受するとともに人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。

2　環境の保全及び創造は、すべての者の参加及び相互の協力の下に、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が行われるようになることによって、経済の発展との統合を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行わなければならない。

3　地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されるとともに、国際協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条　県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2　県は、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

(市町村の責務)
第五条　市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2　市町村は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県及び他の市町村と連携を図るように努めるものとする。

(事業者の責務)
第六条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
2　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
3　前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
4　前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)
第七条　県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
2　前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)
第八条　知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節　施策の策定等に係る指針

第九条　県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

一　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三　人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。

第二節　環境基本計画

第十条　知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　知事は、経済事情の変化、環境の状況の変化等により必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節　環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条　県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

（環境影響評価の推進）

第十二条　県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制等の措置）

第十三条　県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2　県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

（誘導の措置）

第十四条　県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（施設の整備等の推進）

第十五条　県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3　県は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4　県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全及び創造上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（水環境の保全等）

第十六条　県は、河川、沿岸海域等の水質に対する汚濁の負荷の低減、森林、農地等の水源をかん養する機能の向上、水辺地等の人と自然との触れ合いの場の確保等を図ることにより、良好な水環境が保全され、及び創造されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（森林及び緑地の保全等）
第十七条　県は、緑豊かな県土が生物の多様性、人と自然との豊かな触れ合い等に寄与していることにかんがみ、森林及び緑地を保全し、並びに緑化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（良好な景観の形成等）
第十八条　県は、地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進等）
第十九条　県は、環境への負荷の低減を図るため、県民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
2　県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（事業者が行う環境管理の促進等）
第二十条　県は、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2　県は、前項の環境管理を行うように努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等）
第二十一条　県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により県民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに県民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（県民等の自発的な活動の促進等）
第二十二条　県は、県民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
2　県は、市町村及び県民等と連携した環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（情報の提供）
第二十三条　県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進並びに市町村及び県民等と連携した環境の

保全及び創造に関する活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び研究開発の実施等）
第二十四条　県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究開発の実施並びに研究開発の成果の普及に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）
第二十五条　県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（県民等の意見の反映）
第二十六条　県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民等の意見を反映させるように必要な措置を講ずるものとする。

第四節　地球環境の保全及び国際協力

（地球環境の保全）
第二十七条　県は、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための指針を定めるとともに、これに基づく行動を積極的に促進するものとする。
2　県は、前項に定めるもののほか、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

（国際協力）
第二十八条　県は、国及び関係機関と連携し、地球環境の保全に関する情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全及び海外の地域の環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五節　推進体制等の整備等

（推進体制等の整備）
第二十九条　県は、その機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。
2　県は、市町村及び県民等と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）
第三十条　県は、県の区域を越えた広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関

する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第三十一条　県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に定められている環境の保全及び創造に関する県の基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第十条の規定により定められた環境基本計画とみなす。

(徳島県公害防止条例の一部改正)

3　徳島県公害防止条例(昭和四十六年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(徳島県自然環境保全条例の一部改正)

4　徳島県自然環境保全条例(昭和四十七年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正)

5　徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第４次徳島県環境基本計画

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課
770-8570　徳島市万代町１丁目
電話 088-621-2253 ﾌｧｸｼﾐﾘ 088-621-2845
HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/